

## 報告第13号

### 臨時代理の報告について

東広島市西条本町歴史広場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成30年東広島市教育委員会規則第2号）の制定について、東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成20年東広島市教育委員会規則第2号）第4条第1項の規定により別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年3月15日提出

東広島市教育委員会

教育長 津 森 毅

#### 1 報告理由

東広島市西条本町歴史広場の設置及び管理に関する条例施行規則の制定に当たり、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したので、この事項について報告するものである。

#### 2 臨時代理の内容

##### (1) 制定の内容

西条本町歴史広場の設置及び管理に関する条例の施行に関し、使用許可の手続その他必要な事項を規則において定める。

##### (2) 制定年月日

公布の日

#### 3 臨時代理年月日

平成30年3月1日

#### 4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

東広島市教育委員会教育長事務委任規則

第4条 法第25条第1項に基づき、教育長は、法第25条第2項各号及び第1条各号に掲げる事務について、緊急を要する事案で、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は当該会議が成立しないときは、当該事務を臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その事項を次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

## 東広島市教育委員会規則第2号

東広島市西条本町歴史広場の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成30年3月1日

東広島市教育委員会  
教育長 津 森 毅

### 東広島市西条本町歴史広場の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東広島市西条本町歴史広場の設置及び管理に関する条例（平成30年東広島市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(使用許可の申請)

第3条 広場の使用許可を受けようとする者は、その使用しようとする日の7日前までに、別に定める様式による申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、使用許可をしたときは、当該使用者に対し、別に定める様式による許可書を交付するものとする。

(許可を要する行為)

第4条 条例第3条第1項第1号の教育委員会規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 対価を得て行う演奏、歌唱、舞踊、曲芸その他これらに類する行為（条例第3条第1項第3号に該当するものを除く。）

(2) 対価を得て行う囲碁、将棋その他の娯楽の機会の提供

(3) 前2号に掲げるもののほか、直接又は間接に営利を目的とすると認められる行為その他教育委員会が定める行為

(使用料の減免の申請)

第5条 条例第8条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、第3条第1項の申請書を提出する際に、併せて別に定める様式による当該減免に係る申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による使用料の減免の申請があった場合において、減免するかどうかを決定したときは、当該申請をした者に対し、別に定める様式により、当該決定の内容について通知するものとする。

(使用料の還付)

第6条 条例第9条ただし書の教育委員会規則で定める場合は、教育委員会が相当の理由があると認める場合とする。

2 条例第9条ただし書の規定による広場の使用の中止又は変更の届出は、別に定める様式による届出書を教育委員会に提出して行わなければならない。

3 条例第9条ただし書の規定による使用料の還付を受けようとする者は、別に定める様式による申請書に第3条第2項の許可書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

4 条例第9条ただし書の規定により還付する使用料の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 災害その他使用者の責めに帰することのできない事由により広場を使用することができなくなった場合 当該使用料の額に相当する額

(2) 広場の使用の日前に第2項の届出書を提出した場合 当該広場の使用の中止又は変更に係る使用料の額に相当する額に2分の1を乗じて得た額

(3) 第1項に規定する場合に該当する場合 教育委員会が相当と認める額

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、広場の管理運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。